

人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

水道事業を取り巻く環境は、人口減少などによる給水収益の減少、物価や燃料費の高騰による維持管理費の増加、さらには老朽化した施設等の更新費用の確保など様々な課題を抱えており、経営改善に取り組んでいく必要がある。このため、検針業務や収納業務などの上下水道料金徴収事務等業務（以下「本業務」という。）を民間事業者へ委託することで、事務の効率化と水道利用者サービスの一層の向上等による経営改善を図るため、委託事業者を公募型プロポーザル方式で募集するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託

(2) 履行場所及び業務区域

業務の履行場所は、人吉市水道局内に事務所を置き、上水道の給水区域及び公共下水道の処理区域とする。

(3) 内容

人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 履行期間

事業者決定日から令和12年3月31日までとする。

なお、本業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。契約締結日から令和7年3月31日までの期間は準備期間とし、業務の引継ぎ等に係る経費については受託者の負担とする。

(5) 委託金額上限額

294,180,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

当該金額は契約（予定）金額を示すものではなく、予算の規模を示すためのものである。

本業務に係る提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。上限額を超える金額で提案してきた提案事業者は失格とする。

3 選定方式

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務を行うためには、確実かつ円滑な業務遂行能力に加え、水道利用者の状況に応じた対応が必要になるなど、総合的な資質が求められるほか、緊急事態の際は、市と一体となって取り組むこ

とが出来る体制を備え、かつ実績がある、本業務に最適な委託業者を選定することが重要となる。

よって、本業務の委託業者を選定する際には、入札方式のように単に金額による選定ではなく、本業務に対する的確な助言・提案等が可能な業者を公募し、実績や提案等に視点を置いて評価することにより、本業務に最も適した業者選定を可能とする公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4 スケジュール

(1) 全体スケジュール

令和6年 7月	選定委員会設立
令和6年 8月	プロポーザルの公告・受付・資格審査
令和6年 9月	業務提案書受付
令和6年10月	本審査（プレゼンテーション）、結果通知
令和6年11月～12月	契約締結
令和7年1月～3月	引継ぎ、受託者研修

(2) 契約者決定までの事務手順

項目	日程
公募開始及び参加申込受付開始	令和6年8月1日（木）
質疑受付期間	令和6年8月1日（木）～8月14日（水）午後5時まで
質疑回答	令和6年8月16日（金）
参加申込締切	令和6年8月20日（火）午後5時まで
参加資格確認通知	令和6年8月29日（木）
業務提案書等の提出締切	令和6年9月30日（月）午後5時まで
本審査（プレゼンテーション）	令和6年10月28日（月）
審査結果の通知・公表	令和6年10月29日（火）
委託契約締結	審査結果の通知・公表後、速やかに行う。
契約結果の公表	契約締結後速やかに行う。

5 選定委員会の設置

プロポーザルにおける参加資格審査及び受託候補者の選定を行うため、人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。

6 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ①人吉市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年人吉市告示第52号）第2条又は第3条の規定による指名停止処分を受けていない者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する

- 暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団でないこと。
- ⑤国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑥水道事業又は水道事業以外の事業において、受付、検針、収納（滞納整理を含む。）に係る一連の業務を令和元年度（2019年度）以降に2年以上継続して受託した実績を有する者であること。
- ⑦プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること、又は個人情報保護方針を定めている者であること。

(2) 提案の基本事項

提案に係る基本事項は次のとおり。

- ・事前説明会は行わない。
- ・本提案に係る費用は提案者の負担とする。
- ・辞退する場合は、辞退届（様式第13号）を提出する。
- ・質問は指定日までに電子メールで受け付け、後日電子メールにて回答する。
- ・本審査は、提案書及びプレゼンテーションを通じて行う。
- ・資格審査及び本審査の結果は、個別に通知する。
- ・本審査による選定結果は、人吉市ホームページで公表する。
- ・提出書類は返還しない。
- ・提出書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

7 提出書類及び提出方法

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出期限 令和6年8月20日（火）午後5時まで

イ 提出書類（各1部）

提出書類	内容	様式
1 参加表明書		様式第1号
2 参加資格要件確認表		様式第5号
3 会社概要書		様式第6号
4 登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの	写しで可
5 財務関係書類	貸借対照表、損益計算書（直近2年分）	任意
6 税金の滞納がないことの証明	○国税（法人税・消費税及び地方消費税） 税務署発行の「納税証明書その3の3」 ○市税・県税等（法人住民税、固定資産税等） 発行日から3か月以内のもの	写しで可
7 受託実績表	受託実績を証する契約書の写しを添付すること。	様式第7号
8 情報セキュリティ等に関する公的認証の取得状況等調書	プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していることを証明できる書類の写し、又は個人情報保護方針の写しを添付すること。	様式第8号

ウ 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参による場合の受付時間は、土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

エ 提出先 本事業の事務局

(2) 提案者の決定及び通知

参加資格確認結果通知書(様式第2号)により全員に通知する。また決定した提案者には提案書提出要請書(様式第3号)により提案書の提出を要請する。

(3) 質問書の提出

ア 提出期限 令和6年8月14日(水)午後5時まで

イ 提出書類 質問書(様式第9号)

ウ 提出方法 質問書は、電子メールにて送付すること。

エ 提出先 本事業の事務局

オ 回答 令和6年8月16日(金)までに電子メールで随時行う。

なお、本実施要領及び仕様書の内容について全員に周知が必要なものについては、参加表明書提出期限後に随時その質問及び回答の内容を参加表明者全員に送付する。

(4) 参加辞退

ア 提出期限 令和6年9月30日(月)午後5時まで

イ 提出書類 辞退届(様式第13号)

ウ 提出方法 郵送又は持参

※持参による場合の受付時間は、土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

エ 提出先 本事業の事務局

(5) 提案書等の提出

ア 提出期限 令和6年9月30日(月)午後5時まで

イ 提出部数 ①業務提案書 10部 記名押印した正本1部・副本9部

②提案見積書 1部

ウ 提出書類 ①業務提案書(様式第10号①及び②)

・業務提案書の作成にあたっては、別に定める仕様書に記載されている内容等を十分に確認にし、反映させること。

・審査は、事業者名を伏せた状態で行うため、副本とする提案書等に業者名を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること。代表者名や押印もしないこと。

・業務提案書の記載内容は、次に定める項目を必須項目とする。なお指定されているものは、所定の様式に基づき作成すること。

a 会社概要(所在地、資本金、事業内容、従業者数、営業所等が確認できること。)

b 財務関係書類(貸借対照表、損益計算書 ※直近2年分)

c 受託実績表(様式第7号)

d 業務実施方針及び業務実施体制

- e 受付・窓口業務に関する考え方及び技術提案
- f 検針業務及び開閉栓業務に関する考え方及び技術提案
- g 収納業務に関する考え方及び技術提案
- h 滞納整理（給水停止等を含む。）業務に関する考え方及び技術提案
- i 研修体制及び苦情対応に関する考え方及び技術提案
- j 個人情報保護に関する考え方
- k 防災、災害及び緊急時等危機管理に関する考え方
- l 地域貢献（地元雇用等）に関する考え方
- m その他の業務提案

・業務提案書は、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き両面印刷で左綴りで作成すること。A3版を使用する場合は、折綴りとする。業務提案書の様式は、指定するもの以外は任意とする。

・業務提案書の表紙は、正本には業務提案書（様式第10号①）、副本には業務提案書（様式第10号②）を使用し、事業者名、提出日、通し番号（副本のみ）を記入のうえ、表紙の次に目次を作成し、それ以降のページに1からページ番号を記入し提出部数ごとにファイル（紙製A4版縦長左綴じ）に綴じて提出すること。

・表紙である業務提案書（様式第10号①及び②）の受付番号は空欄のまま作成すること。

②提案見積書（様式第11号）

・令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間に係る提案見積書（様式第11号）には必要事項記入のうえ、各年度別の積算内訳書（様式第12号）を添付すること。

・業務提案書とは別に厳重に封かんのうえ、提出すること。

エ 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は令和6年9月30日（月）必着。また、配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参による場合の受付時間は、土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

オ 提出先 本事業の事務局

(6) プレゼンテーション

選定委員に対する提案説明及び同選定委員から質疑応答のためのプレゼンテーションを行う。

なお、プレゼンテーションは、提案書の受付順に実施する。

ア 実施日時 令和6年10月28日（月）

※詳細な時間等は、参加資格確認結果通知書等と併せて通知するものとする。

イ 会場 人吉市役所 2階 202大会議室

ウ 提案方法 次の時間配分により参加者ごとに提案資料の内容について説明を行う。

準備10分、説明30分、質疑応答10分、片付け5分

エ その他

- ・提案説明に必要なスクリーン、プロジェクターは本市で用意する。
- ・その他機材を使用する場合は、提案者が用意するものとする。
- ・提案書は、提出後の差し替え、追加及び再提出は認めない。
- ・提案書等の返却は行わない。

8 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) プレゼンテーションを無断で欠席したもの。
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

9 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

審査の方法及び審査基準等は次のとおりとする。

- ア 選定委員は、提案者の提案内容（提案書、提出書類の内容及びプレゼンテーション）について審査を行うこととし、別に定める人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託受託候補者審査評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき審査する。
- イ 評価点は満点を300点とし、評価項目の点数の合計点を選定委員ごとに算出する。
- ウ イで算出した各選定委員の平均点を提案者の評価点として順位付けを行う。なお、算出した平均点の端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。
- エ ウの評価点180.0点（6割）を選定最低点数とし、最優秀者及び次点者を選定する。選定最低点数を満たさない場合は選定しないものとする。
- オ 最終的な評価結果が同点の場合は、評価項目の「委託業務に関する事項」の評価点の高い方を選定する。
- カ 提案者が1者のみの場合でも審査を行い、必要な条件を満たしていれば採用する。
- キ 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような提案者の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。

(2) 審査結果

- ア 審査の結果は、決定後に審査結果通知書（様式第4号）により通知する。
- イ 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- ウ 審査結果の公表については、人吉市が発注する契約に関するプロポーザル方式等の実施に関する指針（平成18年告示第110号）第10条に基づいて行う。

10 その他

- (1) 提出された書類は、本件審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 提出された書類は、人吉市情報公開条例（平成13年人吉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる可能性がある。開示請求があった場合には、個人情報や提案者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き公開となる。

11 契約

- (1) 本市は、最優秀となった者と予定価格の制限の範囲内で業務委託の契約交渉を行い、交渉が成立した場合に地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に基づき随意契約を締結することを原則とする。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。
- (2) 契約締結に当たっては、受託者は人吉市契約規則（昭和39年人吉市規則第4号）第5条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第6条第1項各号に該当するとき

は免除することができる。

1 2 事務局

〒868-8601

熊本県人吉市西間下町7番地1

人吉市水道局（人吉市役所2階）

上水道課経営係 担当：青木・永田

電話：0966-22-2111（内線2313）

FAX：0966-24-5929

メール：jyousuidou@hitoyoshi.kumamoto.jp